

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

住宅購入者の17.4%が住宅資金の贈与を利用

Q : 自宅の購入や売却の際の、贈与税や所得税の特例措置の利用状況についてまとめた調査結果があるそうですが、その内容を教えてください。

A : (社)不動産流通経営協会が今年6～7月にかけて実施した消費者動向調査結果によると、住宅購入時に親族からの贈与を受けた人は17.4%、住宅売却時には4割の人が3000万円特別控除を、2割の人が譲渡損失の繰越控除を受けているということです。

【解説】

この調査結果によると、昨年1年間の住宅買換え件数のうち約8割に売却損が発生しています。また、住宅売却時の軽減措置では、居住用財産を譲渡した場合の3000万円特別控除を受けた人が38.1%と最も多く、ついで居住用財産の買換の譲渡損失の繰越控除も20.9%の人に利用されています。

一方、住宅取得資金の贈与税の特例については、昨年1年間に首都圏で自宅を購入した人のうち17.4%が資金調達時に「親族等からの贈与」を受けていて、そのうち、550万円(特例の適用を受けた場合の基礎控除額)の贈与を受けた人が14.6%、1500万円(特例の適用限度額)以内の贈与を受けた人が全体の9割を占めています。

同協会では、来年度の税制改正の目玉の1つとして挙げられている贈与税の非課税限度額の引上げが実施されれば、住宅購入に対する影響は少なくないと分析しています。

